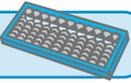


## 特別会計予算



### 国民健康保険事業

本予算の総額は、49億393万8千円で対前年度比18.9%の大幅減額となっています。これは、制度が都道府県単位化で県と市町村の共同運営事業になったことによります。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保健事業費納付金、保健事業費です。

**問** 国民健康保険税は全体的には引き上げということだが、どのような傾向か。

**答** 医療分を所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、所得割と均等割の2方式に改正する。賦課割合についても税率を改定した。その結果、低所得で軽減がかかる世帯、資産割があった世帯は下がる傾向にあり、所得が多く被保険者の人数が多い世帯ほど上がる傾向にある。

#### 反対討論

国民健康保健は公的医療保険の一つですが、他に比べて保険料の負担率が最も高くなっています。この保険制度が、県と市町村の共同事業として運営されることになりましたが、県から示された納付金によれば負担が重くなっています。このような改革には反対です。

#### 賛成討論

厳しい財政運営の中、歳出において、県から示された額にもとづき保険給付費や事業費納付金が計上され、各保健事業についても適正に計上されています。また、歳出も国民健康保険を運営していくために必要な歳入を確保しているので、賛成します。

## 後期高齢者医療事業

本予算の総額は、6億3,765万3千円で対前年度比10.1%の増となっています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金、総務費です。

**問** 保険料率は減額の方向と聞いているが、予算に反映されているのか。

**答** 保険料率は、2月の広域連合議会で決定されたため、予算書には反映されていない。

#### 反対討論

この制度は、高齢者の医療費抑制を目的に作られて、75歳以上の方々を別建ての医療保険に加入させるものです。県の広域連合の予算では、30年度と31年度は3円保険料が下がることになりましたが、負担増も予定されていることもありこの予算には反対します。

#### 賛成討論

後期高齢者医療制度については、被保険者に配慮した特例措置の実施、運用面での改善がなされるなど、制度は広く定着し、安定した運営がなされているところです。本予算は制度にもとづき、適正に積算されたものであり、賛成します。

## 介護保険事業

本予算の総額は、29億2,416万円で対前年度比3.2%の増となっています。

歳入の主なものは、保険料、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費、基金積立金です。

